

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年11月21日

【会社名】 株式会社オルトプラス

【英訳名】 A l t P l u s I n c .

【代表者の役職氏名】 代表取締役CEO 石井 武

【本店の所在の場所】 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

【電話番号】 050-5306-9094

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 川戸 淳裕

【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

【電話番号】 050-5306-9094

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 川戸 淳裕

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 新株予約権付社債(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)及び新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集(売出)金額】 (第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)  
その他の者に対する割当 400,000,000円  
(第7回新株予約権)  
その他の者に対する割当 2,673,060円  
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 522,686,040円  
(第8回新株予約権)  
その他の者に対する割当 1,197,060円  
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 427,586,460円  
(注) 第7回新株予約権及び第8回新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年11月10日に提出いたしました有価証券届出書（同月11日に提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み）について、2022年11月21日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条2項4号の規定に基づく臨時報告書を提出したことに伴い、当該有価証券届出書「第三部 追完情報」の一部に訂正すべき事項が生じました。これらを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第三部 追完情報

- 1．事業等のリスクについて
- 2．臨時報告書の提出について
- 3．資本金の増減について

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

### 第三部 【追完情報】

#### 1．事業等のリスクについて

（訂正前）

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第12期、提出日2021年12月24日）及び四半期報告書（第13期第3四半期、提出日2022年8月12日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2022年11月11日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2022年11月11日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

（訂正後）

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第12期、提出日2021年12月24日）及び四半期報告書（第13期第3四半期、提出日2022年8月12日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2022年11月21日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2022年11月21日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

#### 2．臨時報告書の提出について

（訂正前）

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第12期）の提出日（2021年12月24日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2022年11月11日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

(2021年12月27日提出の臨時報告書)

<省略>

(2022年2月1日提出の臨時報告書)

<省略>

(2022年2月25日提出の臨時報告書)

<省略>

(2022年11月10日提出の臨時報告書)

<省略>

(2022年11月11日提出の臨時報告書)

<省略>

（訂正後）

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第12期）の提出日（2021年12月24日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2022年11月21日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

(2021年12月27日提出の臨時報告書)

<省略>

(2022年2月1日提出の臨時報告書)

<省略>

(2022年2月25日提出の臨時報告書)

<省略>

(2022年11月10日提出の臨時報告書)

<省略>

(2022年11月11日提出の臨時報告書)

&lt;省略&gt;

(2022年11月21日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条2項4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。なお、本件は、2022年11月10日に提出した有価証券届出書及び同月11日に提出した有価証券届出書の訂正届出書に記載した新株予約権付社債及び新株予約権の発行に伴い、当社株主であり、かつ当社役員である石井 武氏が、その保有する当社普通株式の一部について、割当先であるEVO FUNDとの間で株券貸借契約（契約期間：2022年11月10日～2025年12月26日）の締結を行い、当該契約に基づいて株券貸借が行われたことにつき、2022年11月18日にEVO FUNDにより提出された大量保有報告書により、主要株主の異動を確認いたしました。

## 2 報告内容

## (1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

新たに主要株主となるもの EVO FUND

## (2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	0個	0.00%
異動後	17,400個	10.00%

(注) 1. 異動前の「総株主等の議決権に対する割合」は、異動前の「所有議決権の数」を、2022年9月30日時点の総議決権数（173,959個）で除して算出しております。

2. 異動前の「総株主等の議決権に対する割合」及び異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、小数点第3位を四捨五入しております。

## (3) 当該異動の年月日

2022年11月11日

## (4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額 10,000,000円

本報告書提出日現在の発行済株式総数 普通株式 17,405,198株

## 3. 資本金の増減について

(訂正前)

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第12期)「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金は、当該有価証券報告書の提出日(2021年12月24日)以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2022年11月11日)までの間に、2021年12月23日開催の定時株主総会における資本金の額の減少についての決議に基づき2022年1月31日付で減資の効力が発生したことから、次のとおり資本金が増減しております。

2021年12月24日現在の資本金	増減額	2022年11月11日現在の資本金
1,000,000千円	990,000千円	10,000千円

(訂正後)

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第12期)「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金は、当該有価証券報告書の提出日(2021年12月24日)以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2022年11月21日)までの間に、2021年12月23日開催の定時株主総会における資本金の額の減少についての決議に基づき2022年1月31日付で減資の効力が発生したことから、次のとおり資本金が増減しております。

2021年12月24日現在の資本金	増減額	2022年11月21日現在の資本金

1,000,000千円	990,000千円	10,000千円
-------------	-----------	----------